

事務総局会議（第 18 回）議事録	
日時	令和 7 年 8 月 26 日（火）午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 55 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官、手嶋司法研修所長
議事	- 令和 8 年度裁判所所管予算について 染谷経理局長説明（資料第 1） - 令和 8 年度執務機構の整備要求について 坂口審議官が、令和 8 年度予算の概算要求に関連して、下級裁判所の組織機構見直しに関連する執務機構の整備要求について説明 - 令和 7 年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第 2） - 司法修習生採用選考審査基準について 徳岡人事局長説明（資料第 3） - 人事院勧告等について 徳岡人事局長説明（資料第 4） - 裁判手続のデジタル化の今後の予定と e 提出・e 記録管理システム（TreeeS）の展開方針について 福田民事局長、馬渡家庭局長及び榎本デジタル審議官が、資料第 5 に基づき、民事訴訟手続における e 提出・e 記録管理に対応するシステムである TreeeS を令和 9 年度中に全庁に導入することを目指すこととし、また、家事事件手続等のデジタル化については、TreeeS を改修して対応する方針とする旨説明 - 刑事・少年手続のシステム（XXXXXXXXXX）の開発状況について 平城刑事局長、馬渡家庭局長及び榎本デジタル審議官説明（資料第 6）
結果	◎ 裁判官会議付議 1、4、5 ◎ 裁判官会議報告 7 ◎ 了承、裁判官会議報告 6 ◎ 了承 2、3
秘 書 課 長 福 島 直 之	

令和8年度概算要求(案)の概要

(単位:百万円)

区 分	令和7年度 予算額	令和8年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	335,192	365,008	29,816	8.9%

※要求・要望額には「重要政策推進枠」5,839百万円を含む

(単位:百万円)

1. 裁判事務処理態勢の充実 39,505 (前年比 +21,304)

○ 裁判手続等のデジタル化関連経費	33,685	(前年比 + 21,131)
◇ 民事訴訟手続のデジタル化	10,175	(前年比 + 5,326)
◇ 刑事手続のデジタル化	12,435	(前年比 + 10,202)
◇ 民事非訟(執行・保全・倒産等)・家事事件手続のデジタル化	9,221	(前年比 + 4,219)
◇ 司法行政のデジタル化	1,854	(前年比 + 1,383)
○ 家庭裁判所の充実強化関連経費	5,821	(前年比 +173)

2. 裁判所施設の整備 16,000 (前年比 +1,999)

○ 裁判所施設の新営等

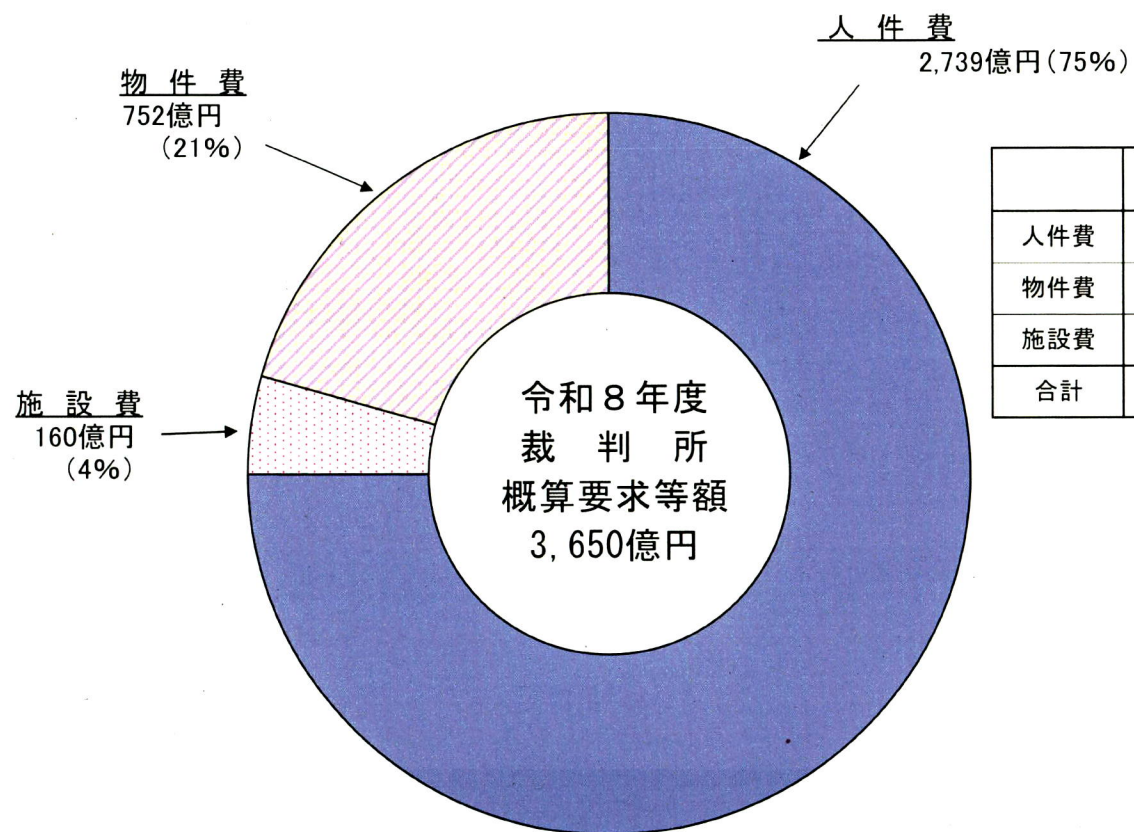
3. 定員要求

○ 増員	12人
家裁調査官	10人
事務官	2人

※定員合理化等: 技能労務職員 18人
事務官等 48人 (速記官から家裁調査官への振替10人を含む)
医療職 72人

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

一 般 経 費 の 内 訳



(単位:億円)

	7年度 予算額	8年度 要求・要望額	増△減額
人件費	2,711	2,739	27
物件費	501	752	251
施設費	140	160	20
合計	3,352	3,650	298

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。



司法修習生採用選考審査基準

令和7年8月27日 最高裁判所

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

- 1 次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、2に該当するものを除き、司法修習生として採用する。
 - (1) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（同法第4条第2項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）
 - (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
 - (3) 高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
 - (4) 司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する^{せん}銓衡委員会の^{せん}銓衡を経た者
- 2 司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 心身の故障により修習をすることが困難である者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ 品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者

オ ア又はエに準ずる事由がある者

(2) 司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。

ア 成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第1項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者

イ 修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者

ウ 裁判所法第67条第1項の試験に連続して3回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第1項の試験の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとするができる。

エ ア又はイに準ずる事由がある者

(3) 司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかったこと。

付 記

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮に処せられた者は、この審査基準の記2の(1)のイの定め適用については、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

令和7年 人事院勧告・報告の概要

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、

④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

裁判官の報酬月額改定案

(令 7. 4. 1 適用)

区 分				現 行 円	改 定 案 円	増 減 額 円
最 高 裁 判 所 長 官				2,038,000	(注) 1	
最 高 裁 判 所 判 事				1,486,000	(注) 2	
東 京 高 等 裁 判 所 長 官				1,426,000	(注) 3	
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官				1,321,000	(注) 4	
判 事	1	簡 易 裁 判 所 補	特 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	1,191,000	1,224,000	33,000
	2			1,049,000	1,078,000	29,000
	3			979,000	1,006,000	27,000
	4			829,000	852,000	23,000
	5			716,000	736,000	20,000
	6			644,000	664,000	20,000
	7			584,000	604,000	20,000
	8			526,000	546,000	20,000
判 事 補				462,000	477,100	15,100
	1			443,900	459,000	15,100
	2			409,000	424,100	15,100
	3			390,800	404,400	13,600
	4			366,300	379,900	13,600
	5			339,700	352,100	12,400
	6			325,300	337,300	12,000
	7			309,000	320,600	11,600
	8			300,100	311,600	11,500
	9			283,300	294,300	11,000
	10			274,500	285,500	11,000
	11			269,100	280,100	11,000
	12			265,300	276,300	11,000

(注) 1 内閣総理大臣と同額

2 国務大臣と同額

3 内閣法制局長官及び副大臣と同額

4 内閣法制局長官及び副大臣並びに大臣政務官を基に対応金額スライド方式により算出

資料 3

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給月数表

令和7年8月7日現在

裁判官の 区分	年度	期末手当			勤勉手当			合計
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	
最高裁長官 最高裁判事 高裁長官 〔特別職給与法の 特別職の 支給月数を引用〕	現行	1.725	1.725	3.45				3.45
	R7年度	1.725	未定	未定				未定
	R8年度以降	未定	未定	未定				未定
判事 簡判特～4号 〔一般職給与法の 指定職の 支給月数を引用〕	現行	0.6625	0.6625	1.325 + 0.025	1.0625	1.0625	2.125 + 0.025	3.45 + 0.05
	R7年度	0.6625	0.6875	1.35	1.0625	1.0875	2.15	3.5
	R8年度以降	0.675	0.675	1.35	1.075	1.075	2.15	3.5
判事補1～4号 簡判5～9号 〔一般職給与法の 特定管理職員の 支給月数を引用〕	現行	1.05	1.05	2.1 + 0.025	1.25	1.25	2.5 + 0.025	4.6 + 0.05
	R7年度	1.05	1.075	2.125	1.25	1.275	2.525	4.65
	R8年度以降	1.0625	1.0625	2.125	1.2625	1.2625	2.525	4.65
判事補5～12号 簡判10～17号 〔一般職給与法の 一般職員の 支給月数を引用〕	現行	1.25	1.25	2.5 + 0.025	1.05	1.05	2.1 + 0.025	4.6 + 0.05
	R7年度	1.25	1.275	2.525	1.05	1.075	2.125	4.65
	R8年度以降	1.2625	1.2625	2.525	1.0625	1.0625	2.125	4.65

【機密性2】



裁判手続のデジタル化の今後の予定とTreeeSの展開方針 について

- 裁判手続のデジタル化の今後の予定について.....2
- TreeeSの展開方針について.....3

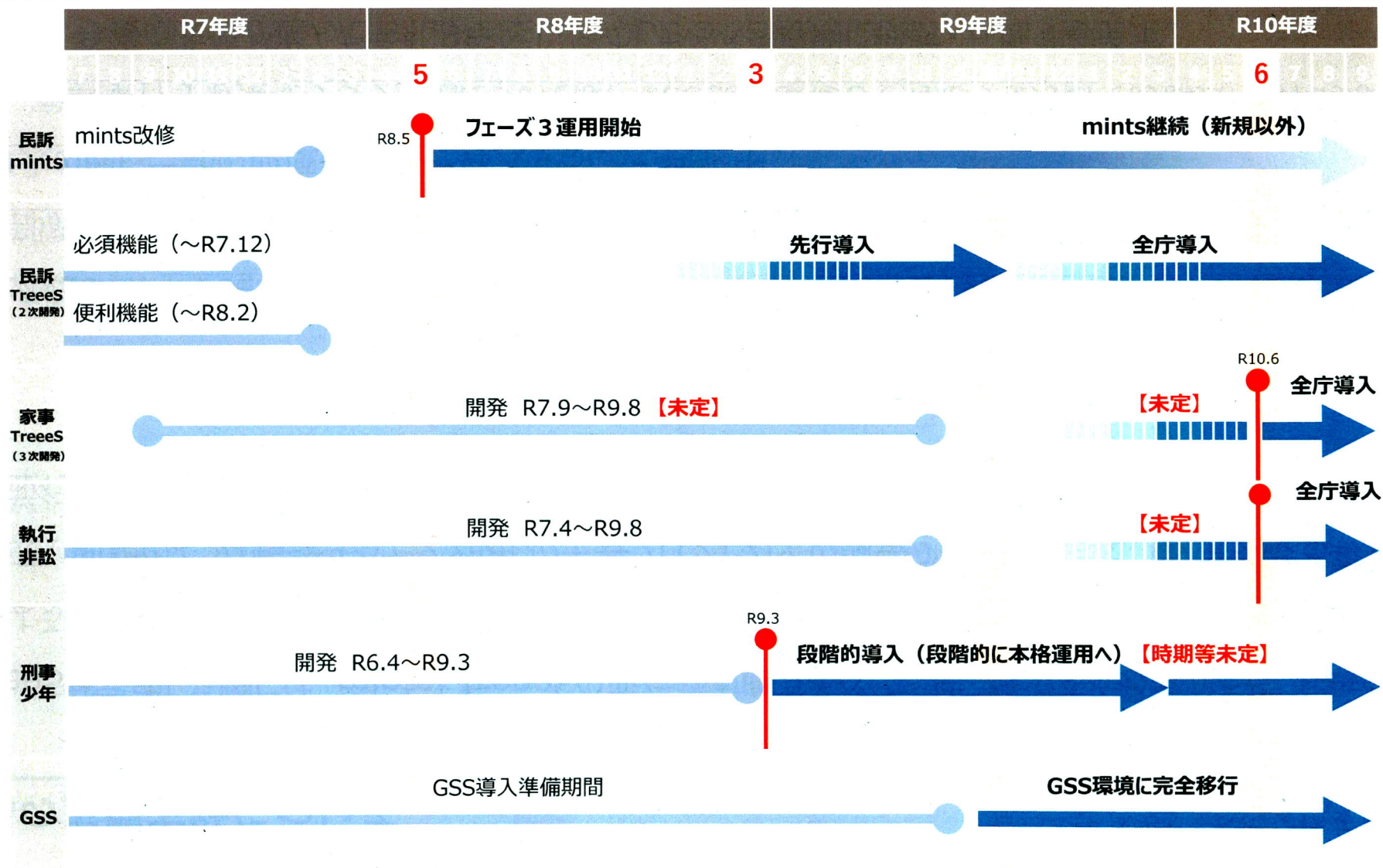
最高裁判所事務総局

- 今後のデジタル化の主要プロジェクトとして、以下のものが挙げられる。
 - ① 令和8年5月までに民事訴訟手続のデジタル化（民訴フェーズ3）
（mintsで法施行 → その後、TreeeS導入予定）
 - ② 令和9年3月以降の刑事・少年手続のデジタル化
（同月までに改正法の一部施行 → その後、段階的に全面施行）
 - ③ 令和9年9月末の裁判所における新しい情報通信インフラ（GSS）への移行
 - ④ 令和10年6月までに民事非訟手続（執行・倒産等）のデジタル化
 - ⑤ 令和10年6月までに家事事件手続等（人訴・家事調停・家事審判）のデジタル化
- TreeeSは、mintsでの法施行の決定後も開発作業に注力しており、現在は、受注業者が行うテストの最終段階である総合テストの終盤。
- 完成時期については、目指していた本年8月末よりも後ろ倒しとはなるものの、現段階では、改めて本年12月の完成を目指して作業を進めており、遅くとも令和7年度中には完成する見込み。

- TreeeSが完成した際には、mintsとTreeeSの並行稼動はなるべく早期に解消する必要があるとあり、TreeeS導入による利用者・職員の利便性の向上が期待できることから、可能な限り速やかにリリースすることが相当。
- 一方で、前記のような輻輳するデジタル化の主要プロジェクトとの調整が不可欠。また、mintsによる事件処理と並行してTreeeSを導入することに伴う利用者・職員の負担にも配慮する必要。

- 以上を踏まえ、TreeeSの導入時期としては、令和9年度中に、より具体的には、令和9年3月の改正刑訴法の一部施行や、同年9月末のGSSへの移行といった時期を避けて、全庁に導入することを目指したい。また、全庁導入の前に一部の地域等で先行導入することも検討中。
- なお、家事事件手続等のデジタル化については、TreeeSを改修して対応する方針であるが、具体的な導入時期等は、今後の改修が進んだ令和8年度以降のしかるべき時期に検討・判断する予定。

(参考) デジタル化全体線表



刑事・少年手続のシステム()の開発状況について

(令和7年8月)

- ()の開発は、次の3つの機能を段階的にリリースする予定で実施中(※)。
 - ①開発その1 (令和9年3月からの改正刑訴法の段階的施行において対応が必要なオンライン発受等の機能)
 - ②開発その2 (現行の地裁刑事の事件管理システム(KEITAS)の後継部分)
 - ③開発その3 (後続開発。現行の簡裁・高裁刑事と、少年の事件管理システム(NAVIUS)等の後継部分)
- (※ ①、②は令和6年6月から開発に着手、③は開発前の要件定義を実施中)。
- 現在、①開発その1については、令状、勾留の基本設計を優先して実施し、刑事少年関連の共通機能を設計するなどしてスケジュール等の見直し(遅延対応を含む。)を行いながら、()、令和9年3月からの段階的施行に向けて、開発中。
- 事件管理システム部分の開発である②開発その2 (KEITAS後継部分)については、開発その1部分との連携を行う十分な準備期間を確保するなどのため、令和10年4月以降にリリース時期を後ろ倒し。

11/11/2016

		R6 (2024)												R7 (2025)												R8 (2026)												R9 (2027)												R10 (2028)												R11 (2029)		
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
マイルス トン																																																																
先行 開発	開発 その 1																																																															
	開発 その 2	KEITAS 後継																																																														
後続 開発	開発 その 3	NAVUIS、 最高裁 事件管理 後継																																																														